

令和4年4月からの大井小学校跡地の管理と利用について（案）

1 管理すべき施設の区分

- (1) 校舎等
- (2) 体育館
- (3) 運動場
- (4) 遊具
- (5) その他

2 令和4年度の施設所管部署、利用について

(1) 校舎等・・・学校教育課で引き続き所管

- ①エアコンの移設工事、物品・歴史的資料等の整理がある。学校の不要備品等の仮置としての利用が想定され、所管替えの際は撤去する。
- ②区民体育祭、盆踊り、28社めぐりなどの行事の際にトイレの使用。
- ③体育館が風水害時の避難所として指定されているが、大規模災害時には、密を避けるためなど、緊急に空き教室等を避難所として使用する可能性がある。
 - ・電気・・・契約の見直し（可能な場合）
 - ・ガス・・・止める
 - ・水道・・・現状維持
 - ・浄化槽・・・現状維持
 - ・エレベーター・・・使用禁止
 - ・消防設備、点検等・・・要調査

(2) 体育館・・・社会教育課で所管

- ①統合小学校が授業・クラブ活動・学校行事等で利用する場合、社会教育課に予約申し込みする。使用後の清掃、点検、鍵の管理は統合小学校が行う。利用料免除。
- ②社会体育施設としてスポーツ登録団体の方が利用（学校開放での利用実績3チーム）。学校開放での利用料と同じ設定、キーボックスで運用し、使用後は清掃、点検を行う。
- ③大井区などで利用する場合、社会教育課に予約申し込みする。使用後は清掃、点検を行う。利用料免除。
- ④その他・・・風水害時の避難場所として指定あり
 - ・電気・・・契約の見直し（可能な場合）
 - ・水道・・・現状維持

- ・浄化槽・・・現状維持
- ・消防設備、点検等・・・要調査

※代替施設:豊丘むくろじ会館体育館、師崎小学校体育館、師崎中学校体育館

(3) 運動場・・・社会教育課で所管

- ①統合小学校が授業・クラブ活動・学校行事等で利用する場合、社会教育課に予約申し込みする。使用後のグラウンド整備等は統合小学校が行う。利用料免除。
 - ②社会体育施設としてスポーツ登録団体の方が利用（学校開放での利用実績なし）
学校開放での利用料と同じ設定、使用後は清掃、グラウンド整備等を行う。
 - ③大井区などで利用する場合、社会教育課に予約申し込みする。使用後は清掃、グラウンド整備等を行う。区民運動会、盆踊り、28社めぐりなど。利用料免除。
 - ④その他・・・地震・津波の避難場所として指定あり。
スクールバス乗降、集合場所として利用
自由ひろばとして管理、利用を検討
- ・草刈り
 - ・清掃
 - ・グラウンド整備

(4) 遊具・・・撤去が望ましい。

(5) その他

フェンス、塀、樹木、花壇、側溝等（学校教育課所管） 防災倉庫（大井区所管）

3 令和5年度以降の施設所管部署、利用について

令和5年度予算に間に合うように対応、令和4年7月までの利用状況等を踏まえて、民間活用等も含め8月中に方向性を出し（※公共施設再配置計画の検討）、9月中に決定。10月に予算準備、11月に予算要望。

※公共施設再配置計画の検討：企画財政課が所管。現在、公共施設等総合管理計画の見直しを行っており、役場内部の体制としては、部長プラス各部2課長くらいの協議体で検討する予定。公共施設等総合管理計画には、全体として持続可能な数値目標などが示されるが、個別具体的な計画は翌年度（令和4年度）から公共施設再配置計画を検討する中で住民の声をお聴きしながら進めていくとしている。